

【参考】地方独立行政法人制度と指定管理者制度の比較

	地方独立行政法人制度	指定管理者制度（改正自治法）
趣旨	○ 行政機関として実施すべき分野について、人事組織・財務運営の弾力性や透明性を向上させる仕組み	○ 自治法に基づく「公の施設」の管理運営について、委託先の制限を撤廃することで、民間事業者を含めた、いわゆる公設民営化を可能としたもの
対象業務	○ 法で限定 一 試験研究 二 大学 三 公営企業（水道事業、工業用水道事業、病院事業） 四 社会福祉事業 五 公の施設（政令で定める大規模なもの…ex. 国際見本市場など。教育委員会関係は対象外）	○ 自治法に基づく「公の施設」であること ※ 個別法で管理主体が限定されるものは対象外 ○ 管理運営の主体 ・特に制限はない反面、管理運営を主体については議会の議決が必要 ○ 管理運営の範囲 ・許可行為などの一定の行政処分も含む
① 制度 の 比 較	県との相違点	○ 県とは別の民間組織
	人事組織	○ 民間組織であり、もともと透明性・弾力性あり ○ 事業報告書等の提出を義務づけること可能（条例事項）
	財源	○ 委託料または利用料金収入（利用料金制）
	○ 県からの運営費交付金により運営 ○ 使用料収入や運営費交付金の使途等は弾力的に運用可能 ○ 運営費の余剰分の次年度繰越など、財務運営に柔軟性あり ○ 県からの貸付金（設備投資など一時金が必要な場合）	